政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年八月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

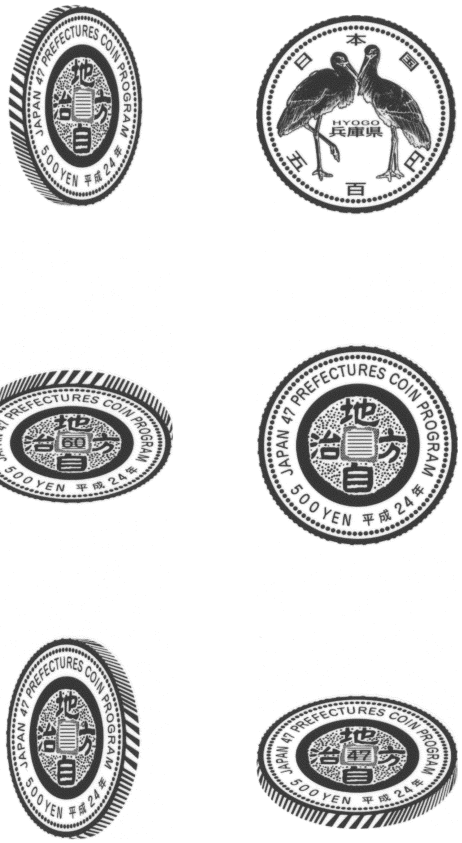
政令第二百二十一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号中

形式	直径
	二十六・五ミリメートル

を